

第三十二号議案

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成二十年東京都条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第二条第二項に規定する大学院派遣研修には、この条例による改正前の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第二条第二項に規定する大学院派遣研修（学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。

（提案理由）

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。